

海外 MICE 見本市広告制作事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名 海外 MICE 見本市広告制作事業委託業務

2. 委託業務の目的

平成 29 年 11 月 28 日から 30 日にかけてスペインで開催される MICE 見本市「IBTM World 2017」にブース出展するにあたり、効率的に商談相手を確認するため、期間中会場で連日配布される情報誌に広告を掲載する。当該広告制作及び商談先確保ツールとしてのノベルティ製作を委託するもの。

(掲載料は別途支出済み。5 (1) (カ) 参照。)

(参考) IBTM World 2017 の概要

- (1) 会期 平成 29 年 11 月 28 日 (火) ~11 月 30 日 (木)
- (2) 場所 スペイン・バルセロナ Fira Barcelona
- (3) 招待バイヤー 3,239 名/68 ヶ国 (2016 年実績)
- (4) 来場者数 14,853 名 (2016 年実績)
- (5) 三重県の出展形態 JNTO(日本政府観光局)が出展する日本ブース内に出展

3. 委託期間 契約締結日から平成 29 年 11 月 30 日 (木) まで

4. 契約上限額 498,960 円 (消費税及び地方消費税を含む)

5. 委託業務内容

(1) 広告データ制作

(ア) 仕様

サイズ : 29cm(W) x 18.5cm(H), + 5mm bleed (各面)

データ規格 : PDF, 300 dpi, CMYK, 5mm bleed

(イ) 数量 1

(ウ) 広告デザイン

- ・ G7 伊勢志摩サミット開催地であることを PR するデザインとすること。
- ・ G7 伊勢志摩サミットの会場をデザインに含めること。
- ・ 日本ブースのブース番号 (委託者から後日案内する) を記載すること。
- ・ 言語は英語のみを使用すること。
- ・ 上記を踏まえ、広告デザイン (案) を提案してください。
- ・ 校正を 2 回行うこと。
- ・ 納品後、掲載までの間に、データの修正が発生した場合には対応してください。

(エ) データ納品先

次の2箇所へ納品してください。

①IBTM World 2017 の情報誌 Show daily の製作会社

(日本語対応不可、英語・スペイン語可)

Grupo Eventoplus

TEL: (+34) 93 272 0927 FAX: (+34) 93 272 0912

※担当者名及び Email アドレスは委託者から後日案内する。

- ・ 納品先と滞りなくコミュニケーションを取れることを提案に記載すること(職員の英語・スペイン語能力や、これまで英語もしくはスペイン語で取引先とコミュニケーションを取った実績など)。

②委託者

三重県雇用経済部観光局海外誘客課内

〒514-8570 津市広明町 13 番地 TEL 059-224-2847

- ・ 納品先への納品後、再利用に際し容易に使用・変更できるデータとして DVD や CD 等(メディア数量 1)に保存して委託者へ納品すること

(オ) 納品期限

①IBTM World 2017 の情報誌 Show daily の製作会社 Grupo Eventoplus

平成 29 年 10 月 27 日(金)

②委託者 三重県

平成 29 年 11 月 10 日(金)

(カ) 参考(掲載される情報誌)

- ・ IBTM World 2017 にて連日配布される情報誌「Show daily」。
- ・ 開催 1 日目号(11 月 28 日発行号)及び 2 日目号(11 月 29 日号)にそれぞれ、1/2 ページ分の広告枠を既に委託者で確保し広告料を支払い済み。

(2) ノベルティ製作

(ア) 仕様・デザイン

- ・ 平成 28 年度三重グッドデザインに選定された「伊勢古式着物文様ガーゼハンカチ」を使用し、G7 伊勢志摩サミット開催地であることを PR する包装を施したノベルティとすること。
- ・ 包装で使用する言語は英語のみを使用すること。
- ・ 包装デザインに次のテキストを含めること。
 - inbound@pref.mie.jp
 - #visitmie
- ・ 上記を踏まえ、ノベルティデザイン(案)を提案してください。
- ・ 包装デザインデータは、再利用に際し容易に使用・変更できるデータとして DVD や CD 等(メディア数量 1)に保存して納品すること。
- ・ 包装デザインの校正を 2 回行うこと。

(イ) 数量 150 個

(ウ) 納品期限・納品場所

平成 29 年 11 月 10 日 (金)

三重県雇用経済部観光局海外誘客課内

〒514-8570 津市広明町 13 番地 TEL 059-224-2847

- ・ 納品にあたっては一定個数（例えば 50 個）を 1 個口として箱入れしてください。

6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとします。

8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除

き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

10. 委託料の支払い方法、支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

11. 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。